

出席停止について

次の疾病は、学校保健安全法第19条により、出席停止となります。

出席停止期間は次の通りです。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ジフテリア 急性灰白髄炎 重傷急性呼吸器症候群（SARS コ ロナウイルスであるものに限る） 鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエン ザ H5N1 を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するま で
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質 製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過 し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	腫瘍症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※医師からの欠席休養指示期間及び上記の期間が過ぎましたら、保護者記入による「学校感染症に関する登校申出書」を登校時に提出してください。